

長崎外国語大学 公的研究費不正防止計画
—2021（令和3）年度実施状況及び2022（令和4）年度不正防止計画—

2022（令和4）年4月1日
2022年11月14日 ver.2

考えられる不正発生要因	2021（令和3）年度 公的研究費不正防止計画	2021（令和3）年度実施状況	2022（令和4）年度 公的研究費不正防止計画
・研究機関内で責任と権限の所在が十分に認識できていない場合がある。 ・時の経過とともに責任意識が低下する。	・「長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）第1項に基づき、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長とし、HP等で職名を公開する。	・最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究を担当する副学長とし、HP等で職名を公開した。	・「長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）第1項に基づき、最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長とし、HP等で職名を公開する。
・公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローが明確化されていない。	「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 ・規程等の整備を行う。 ・ルールと運用の実態乖離がないよう必要に応じて見直しを行う。 ・本計画自体も各種モニタリングの結果及びリスク顕在化時のケーススタディを基に定期的に見直す。	・文科省の改訂ガイドラインに基づき、関連規程の改定を実施した。 ・ルールと運用の実態乖離がないか検討を行った。 ・各種モニタリングの結果を基に見直しの要否について検討を行った（顕在化したリスクは散見されず）。	「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 ・ <u>引き続き、規程等の齟齬を点検し、必要な改定を行う。</u> ・ルールと運用の実態乖離がないよう必要に応じて見直しを行う。 ・本計画自体も各種モニタリングの結果及びリスク顕在化時のケーススタディを基に定期的に見直す。
・競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。 ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	【優先取組み事項】 「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 ・コンプライアンス研修会において、研究関連規程等について、研究者および職員に周知を図る。 ・学長によるコンプライアンスに係る啓発活動として、教授会での説明を実施する。 ・学外の共同研究者等に対して、科研費説明会等の際に説明の実施を調整する。 ・コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施する。 ・理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。	・コンプライアンス研修会（令和3年12月10日、12月14日、12月17日）において、研究関連規程等について、研究者及び職員に周知を図った。 ・学長より教授会にて本計画を含むコンプライアンス関連説明を実施した（令和3年9月16日）。 ・学外共同研究者等に対してはコンプライアンス研修会の参加を義務付け、下記研究倫理教育研修を受講させた。 ・コンプライアンス研修会に併せて研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施した。 ・コンプライアンス研修会終了後に対象者全員に理解度チェックを実施し、併せて誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図った。	【優先取組み事項】 「基本方針」第2項に基づき、以下の対応を行う。 ・ <u>令和4年7月にコンプライアンス研修会を実施し、研究関連規程等について、学内外の研究者及び事務職員に周知を図る。</u> ・学長によるコンプライアンスに係る啓発活動として、 <u>令和4年4月の新任教員オリエンテーション及び上記7月のコンプライアンス研修会での説明を実施する。</u> ・コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施する。 ・理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。 ・ <u>研究費不正防止の理解向上啓発のため第3四半期と第4四半期にEメールによる啓発活動を実施する</u>
・不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	「基本方針」第3項に基づき、以下の対応を行う。 ・不正使用に関する通報窓口（研究支援課）について学内への周知を徹底する ・取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。 ・取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。	・不正使用に関する通報窓口の学内周知を学内グループウェアにより実施した（令和4年3月11日）。 ・2020年1月に取引業者より不正防止の誓約書を徴取したが、2021年度については未対応。但し、対象業者は前年度と大きな異同はなかった。2022年度は着実な実施を目指す。 ・HPにおいて取引業者に対し、本学の不正防止の取組みを発信した。	「基本方針」第3項に基づき、以下の対応を行う。 ・ <u>不正使用に関する通報者の保護体制について学内への周知を徹底する</u> ・取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。 ・取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。
・実効性のあるモニタリングが不十分である。	【優先取組み事項】 「基本方針」第4項に基づき、以下の対応を行う。 ・学長が指定した内部監査担当者による経理に関する内部監査、及び研究推進委員会による体制整備等に関する内部監査を実施する。	・内部監査委員会により科学研究費に関する内部監査が行われた（令和4年2月21日、3月1日）。 ・「公的研究費の管理に関する規程」に基づき公的研究費の内部監査担当を選任し、研究推進委員会にて内部監査を実施した（令和4年3月16日）。	【優先取組み事項】 「基本方針」第4項に基づき、以下の対応を行う。 ・学長が指定した内部監査担当者による経理に関する内部監査、及び研究推進委員会による体制整備等に関する内部監査を実施する。

長崎外国語大学 公的研究費の不正使用防止対策基本方針

2022（令和4）年4月1日 学長裁定

1. 研究機関内で責任と権限の所在を規程上に明確化するとともに、本情報を公開することで各責任者の意識低下を未然に防止する。
2. 公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローを明確化するとともに、競争的資金が公的性を帯びるものであるという意識の醸成に努め、関係者のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
3. 不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知を徹底する
4. 公的研究費不正防止に向けた実効性あるモニタリング手法を確立するとともに、その確実な履行、分析、フィードバックに努める。